

宇部市業務継続計画

令和5年5月

宇部市

目 次

第1章 業務継続計画策定の目的と方針	1
1. 業務継続計画(BCP)とは	1
2. 業務継続計画策定の目的	2
3. 業務継続計画の必要性	3
4. 業務継続計画の方針	3
5. 地域防災計画と業務継続計画の関係	3
6. 受援計画による補完	5
7. 業務継続計画の発動と終結	5
第2章 前提とする災害と被害想定	7
1. 被害想定	7
2. 本庁舎及びその他の公共施設の被害状況	10
3. ライフラインの状況	10
第3章 非常時優先業務	11
1. 非常時優先業務の考え方	11
2. 非常時優先業務の選定及び優先基準	11
3. 非常時優先業務の選定結果	12
4. 非常時優先業務のマニュアル整備・更新	13
第4章 非常時優先業務の実施体制	14
1. 職員の勤務体制の考え方	14
2. 首長等不在の場合の意思決定権限	14
3. 職員の参集	15
4. 参集職員の把握及び安否確認	17
5. 職員の家族の安否確認	17
第5章 非常時優先業務実施のための業務執行環境の整備	18
1. 庁内各種情報システムの維持、復旧	18
2. 通信手段の確保と情報収集及び共有化	18
3. 職員の非常用食料、飲料水等の確保	19
4. 資機材等の確保	19

5. 電力の確保	20
6. 協定等による物資等の調達	20
第6章 今後の取り組み	21
1. 計画の見直し・更新	21
2. 研修と訓練の実施	22
3. 職員への教育	22
4. 指定管理者等への周知と連携	22
別表1 非常時優先業務（応急・復旧業務）の選定一覧表	23
別表2 非常時優先業務（通常業務）の選定一覧表	28

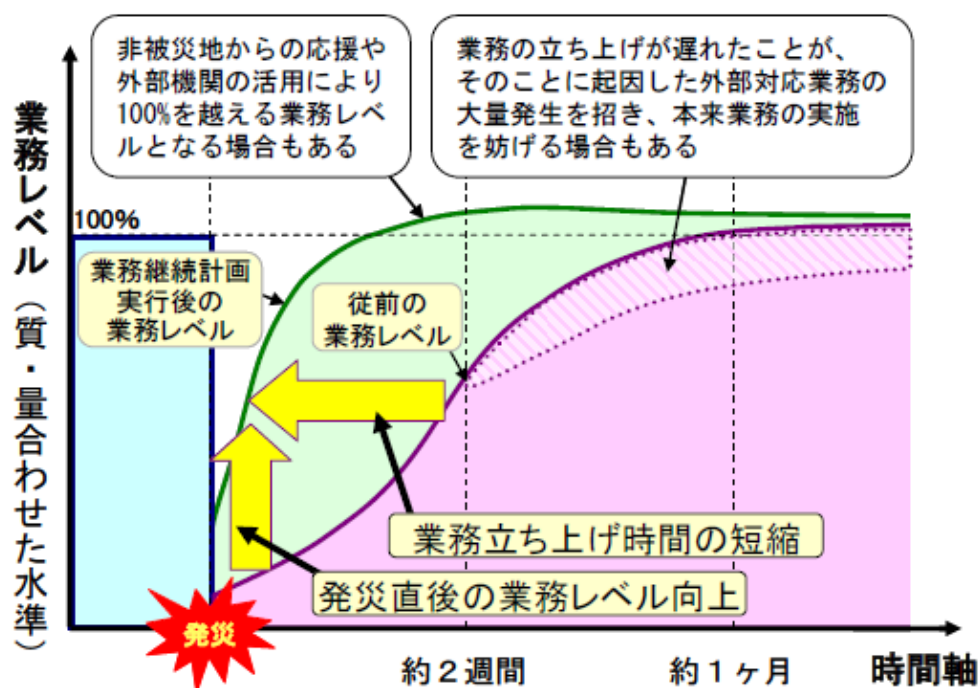
第1章 業務継続計画策定の目的と方針

1 業務継続計画（BCP）とは

大規模災害が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産だけでなく、市の行政機能も被害を受ける可能性が高いため、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行うことはできない。これにより業務が中断すると、市民生活や社会経済活動に重大な影響が生じる。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、施設、資機材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況下において、災害時における応急復旧業務に加え、通常業務のうち中断ができない又は中断しても早期復旧を必要とする業務（＝非常時優先業務）を適切に実施できるよう、必要な事項等を定めるものである。

図1 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ



出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説第1版【解説】」

内閣府（防災担当）、平成22年4月

図2 業務種別の発災後の業務量推移イメージ（業務継続計画の導入前）

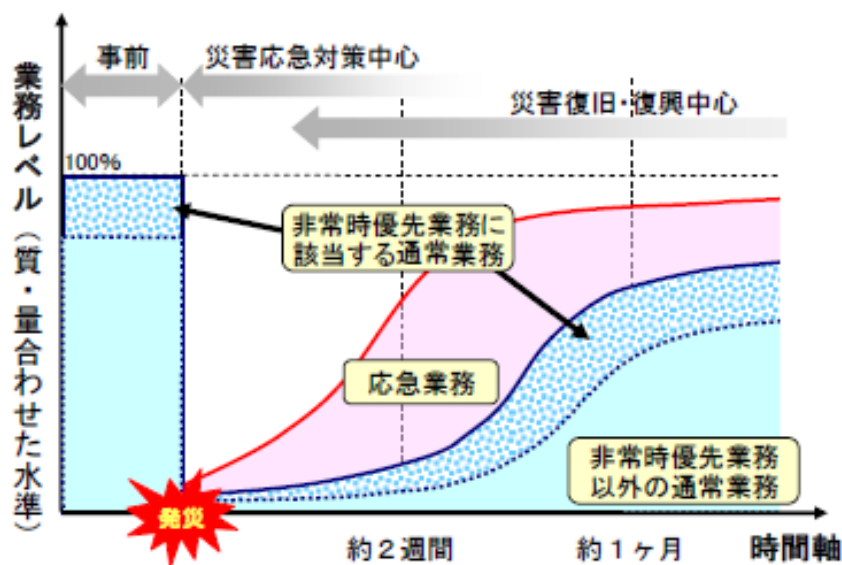
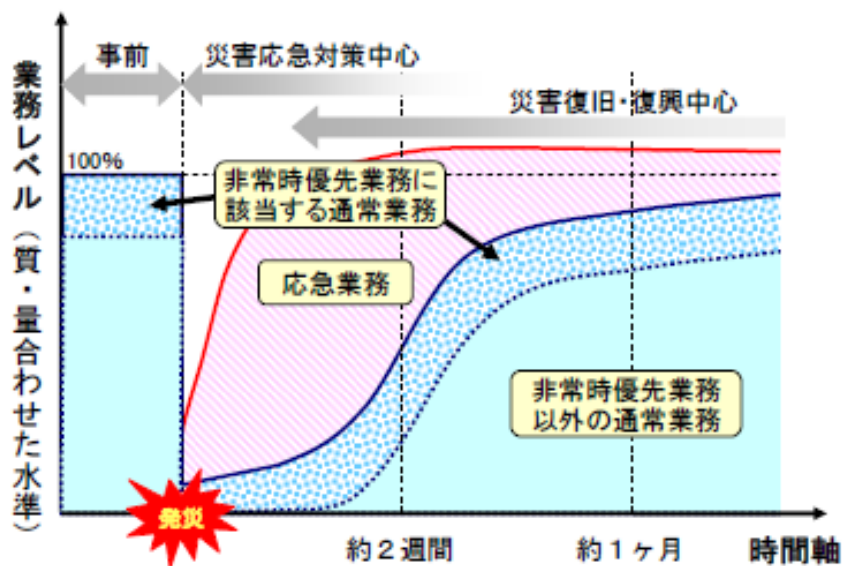


図3 業務種別の発災後の業務量推移イメージ（業務継続計画の導入後）



出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説第1版【解説】」
内閣府（防災担当）、平成22年4月

2 業務継続計画策定の目的

大規模災害発生時に、市が行う業務のうち、応急・復旧対策業務に加え、通常業務のうち中断できない、また、中断しても早期復旧する必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源の準備や対応方針を定め、かつ復旧を早めることを目的とする。

3 業務継続計画の必要性

東日本大震災クラスの巨大地震など大規模災害が発生した場合には、行政自身も被災し、人員や物資・ライフライン、情報、通信が制約を受ける可能性が高いため、平常時の人員と執務環境を前提とした業務を行うことはできない。しかし、業務が中断すると、住民の生命・生活及び社会経済活動に大きな支障が生じる。

したがって、行政は迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、優先すべき行政機能を確保する必要があり、あらかじめ災害に備え必要な資源の準備や対応方針・手段を定める業務継続計画を策定しておくことが求められている。

4 業務継続計画の方針

- (1) 災害による被害を最小限にとどめるため、応急・復旧対策業務について万全を尽くすとともに、その着手時間を明らかにする。
- (2) 市の業務が中断することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 非常時優先業務に必要な人員や資機材等の資源を明らかにするとともに、その確保に努める。
- (4) 非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・縮小する。

5 地域防災計画と業務継続計画との関係

(1) 地域防災計画と業務継続計画との関係

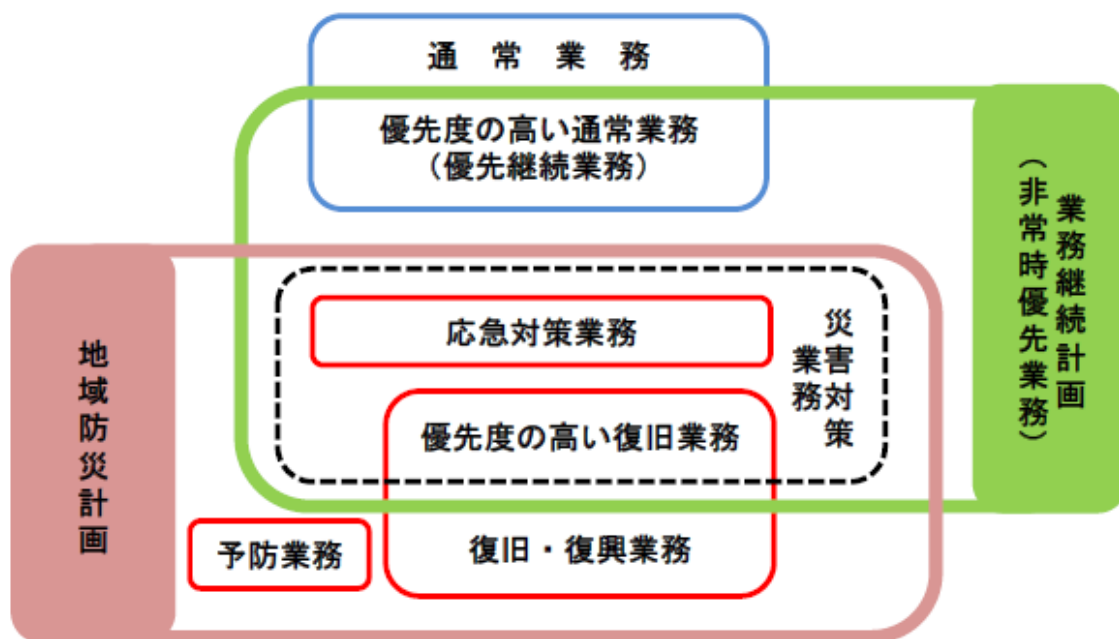
- ① 地域防災計画は、市が県、防災関係機関と連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画である。

一方、業務継続計画は、災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」として予め抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画である。

- ② 非常時優先業務は、優先度の高い通常業務、応急対策業務、優先度の高い復旧業務に分類でき、このうち応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務は、地域防災計画でも扱われている。

以上のように、業務継続計画は地域防災計画を補完し、その実効性を高める機能を有するものである。

図4 地域防災計画と業務継続計画との関係



(2) 地域防災計画と業務継続計画との比較

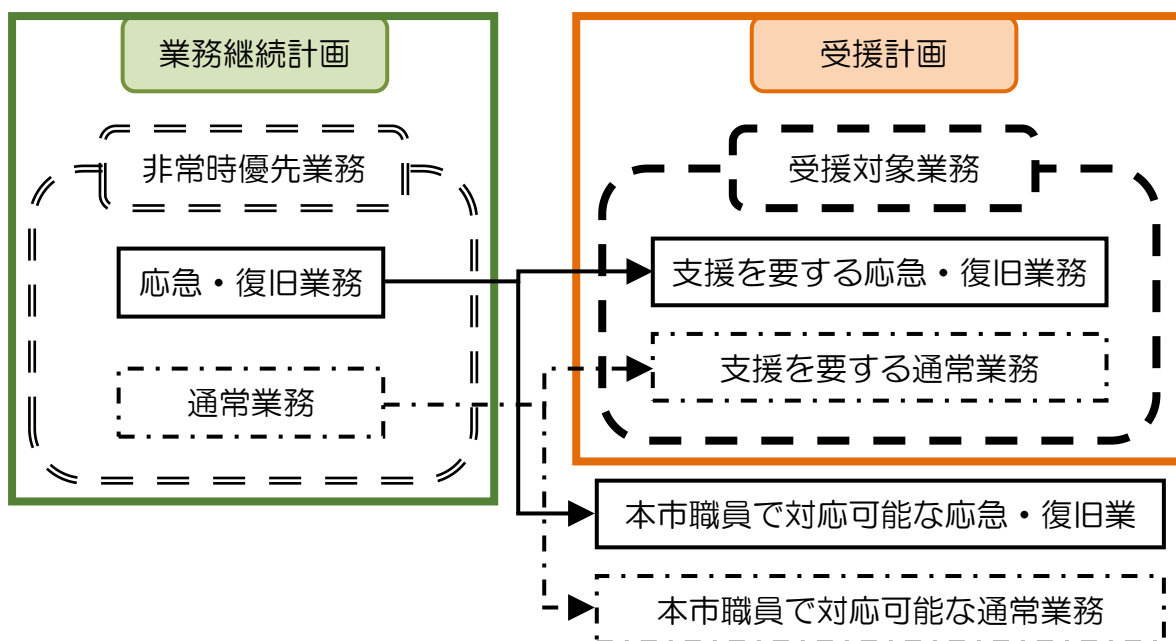
	地域防災計画	業務継続計画
実施主体	○市、県、地方行政機関、公共機関、民間協力機関ほか	○市
目的	○市の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。	○大規模災害発生時に、市民の生命、生活及び財産の保護と社会経済活動を維持するために、人員やライフラインなどが制約された状況において、非常時優先業務を一定水準確保し、早期復旧を確実に行う。
対象業務の範囲	—	○優先度の高い通常業務
	○予防業務	—
	○応急対策業務	○応急対策業務
	○復旧業務	○優先度の高い復旧業務
	○復興業務	—
実効性	○現行の地域防災計画には応急対策業務の所管部署は記載しているが、業務毎の開始時期や制約要因とその対策は示していない。	○復旧目標時間と復旧目標レベルを設定し、それを実現するうえでの制約要因を人員、施設、資機材、情報等の視点から明らかにしたうえで対策を示す。

6 受援計画による補完

受援計画は、あらかじめ、災害時における外部からの人的及び物的支援の受入れについて具体的に定めておくことにより、その支援を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的とする計画である。人的支援の受入れでは、非常時優先業務のうち、応援を必要とし、他自治体などの外部（民間も含む）からの応援職員に任ずることができる内容の業務を、受援対象業務として選定している。

このように、受援計画は、非常時優先業務の継続的な実施に必要な人員の確保について定めており、業務継続計画を補完する機能を有している。

図5 業務継続計画と受援計画との関係



7 業務継続計画の発動と終結

(1) 計画の発動基準

本計画は、以下に述べる災害等の事象に伴って発動することとする。

・地震

震度6弱以上

市内に震度6弱以上の地震が発生した場合、本計画を自動発動する。

震度5強以下

市内に震度5強以下の地震が発生した場合は、被害状況等に応じ、災害対策本部長宣言により、本計画を発動する。

・風水害など、地域防災計画に規定する災害（地震以外）

被害状況等に応じ、災害対策本部長宣言により、本計画を発動する。

・その他の危機事象

被害状況等に応じ、危機対策本部長宣言により、本計画を発動する。

(高病原性鳥インフルエンザ)

平成 23 年 2 月 6 日宇部市ときわ公園内で高病原性鳥インフルエンザが発生した時の対応を教訓に、情報収集などの初動対応を迅速に行い、起こりうる様々な脅威に対して、その状況に応じ本計画の運用について、適切な対応をとるものとする。

(その他の危機事象)

宇部市危機管理指針に掲載しているものを対象とする。

(2) 計画の終結基準

災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めたときに、本計画の終結を宣言するものとする。

第2章 前提とする災害と被害想定

本市で起こりうる大規模災害として、広域的に多数の市町で被害が発生し、大量の人的・物的被害をもたらす災害類型は、大別すれば、地震及びそれに伴う津波災害と周防高潮と呼ばれ、本県の地勢的特性から大きな被害をもたらす高潮災害の2つである。

こうしたことから、地域防災計画では、3つの大規模災害を想定している。

- 地震（直下型）～ 大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）
- 地震・津波（海溝型）～ 南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震）
- 500年に1回の確率の高潮

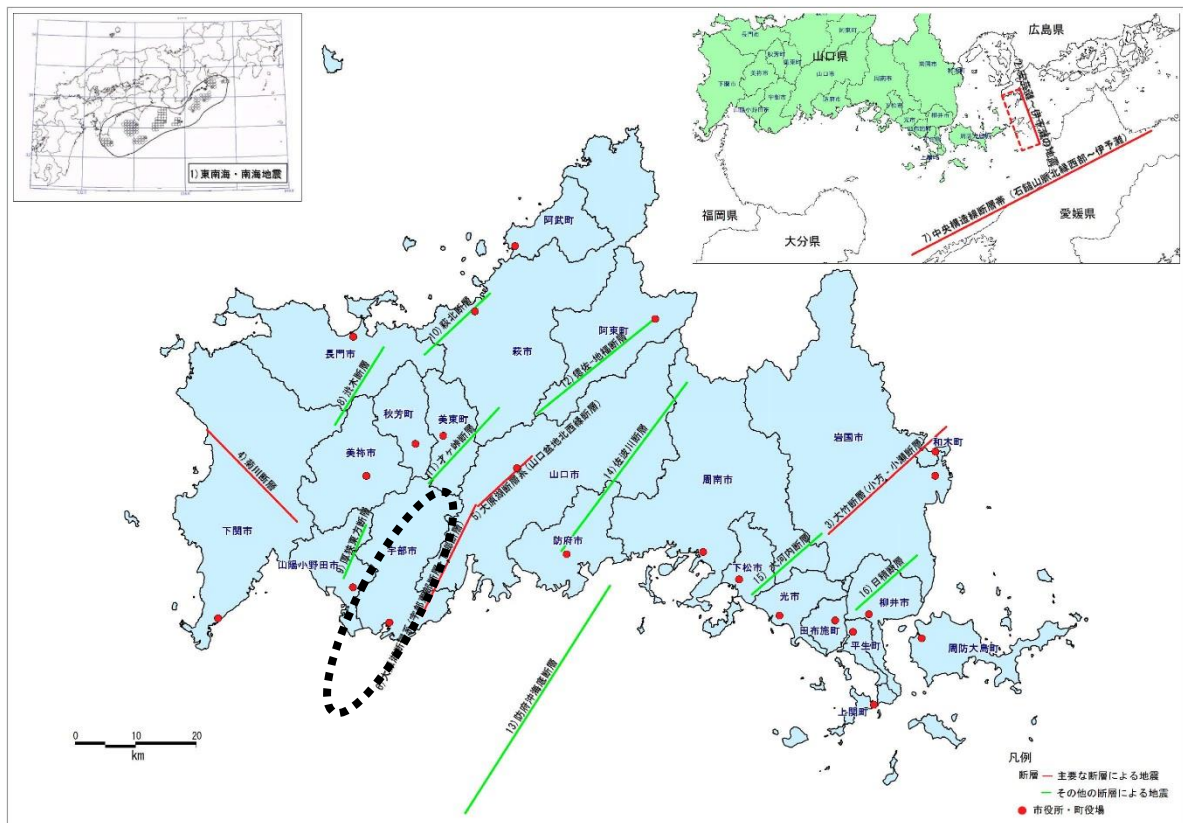
この大規模災害のうち、事前予知が困難であり、かつ被害が最も大きいとされる、「地震（直下型）」の被害想定で、業務継続計画を策定することとする。

1 被害想定

地震（直下型）～ 大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）

平成20年3月、山口県が設置した「山口県地震防災対策推進検討委員会」により取りまとめられた「山口県地震被害想定調査報告」の本市関係部分のうち、本市への影響が最も大きい「大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）による内陸地震、規模：マグニチュード7.0」を想定地震とする。

<想定地震位置図>



大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）の内陸地震（震源：山口県中央部、規模：マグニチュード7.0）による被害想定は次表のとおりである。

なお、季節・時間帯・風速については、最も被害量の大きな「冬の昼間12時 風速15m/s」の数値を用いることとする。

ただし、他の条件と比較し被害量が大きいものは、その数値とする。

想定項目	被害量	想定地震	大原湖断層系 (宇部東部断層＋下郷断層)
		地震規模	M7.0
		地震タイプ	内陸（地殻内）
地震動・液状化	宇部市の最大震度		7
	震度6弱以上のエリア面積（％）		85.3
	震度5弱及び強のエリア面積（％）		14.8
	液状化危険度がかなり高い地域(PL>15)の有無		有
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	257
		地すべり	9
		山腹崩壊	46
建物被害	全壊の主な原因（割合）		揺れ（88％）
	全壊棟数(棟)		7,591
	半壊棟数(棟)		20,605
	焼失棟数(棟)		2,679
人的被害	死者数が最大となる発生季節・時間		冬の昼12時
	上記のケースの死者の主な原因(割合)		
	上記のケースの死者数		564
	上記のケースの負傷者数		3,013
	上記のケースの重症者数(負傷者数の内数)		368
	災害時要援護者数*		167
	自力脱出困難者*		1,341
ライフライン 施設被害	上水道(1日後の断水人口)		146,942
	下水道(機能支障人口)		38,924
	電力(停電件数)(1日後)		21,978
	通信(固定電話不通回線)		2,034
	ガス(供給停止世帯数)		14,198
交通施設被害	緊急輸送道路(被害箇所数)		2
	道路(橋梁・高架橋の被害箇所数)		77
	鉄道(橋梁・高架橋の被害箇所数)		
	港湾(被害度がかなり高い岸壁)		13
	空港(山口宇部空港位置の震度)		6強

生活支障	避難者(1日後の避難所生活者数)	約47,000人
	帰宅困難者数(平日の昼間)	8,594
	物資不足数(1日後の食料需要)	約132千食/日
	仮設トイレ不足量(1日後の必要基数)	472
	医療機能支障(医療需要過不足数)	

*: 冬の早朝5時かつ風速15m/sの場合の被害量

・震度と被害のイメージ

震度と揺れ等の状況(概要)

0 **【震度0】**
人は揺れを感じない。

1 **【震度1】**
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

2 **【震度2】**
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

3 **【震度3】**
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

4 **【震度4】**

- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

5弱 **【震度5弱】**

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

5強 **【震度5強】**

- 物につかまらなさと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

6弱 **【震度6弱】**

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

耐震性が高い 耐震性が低い

6強 **【震度6強】**

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

耐震性が高い 耐震性が低い

7 **【震度7】**

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

耐震性が高い 耐震性が低い

出典: 「気象庁震度階級の解説」気象庁 平成21年3月

2 本庁舎及びその他の公共施設の被害状況

想定される地震において、新耐震基準以前で耐震性が確認されていない建物及び耐震補強していない建物は、使用できないものとする。

3 ライフラインの状況

電 力 復旧まで、一週間程度かかるものとする。

通 信 固定電話・携帯電話共に復旧まで、一週間程度かかるものとする。

ガ ス （低圧）復旧まで、30日程度かかるものとする。

上水道 復旧まで、30日程度かかるものとする。

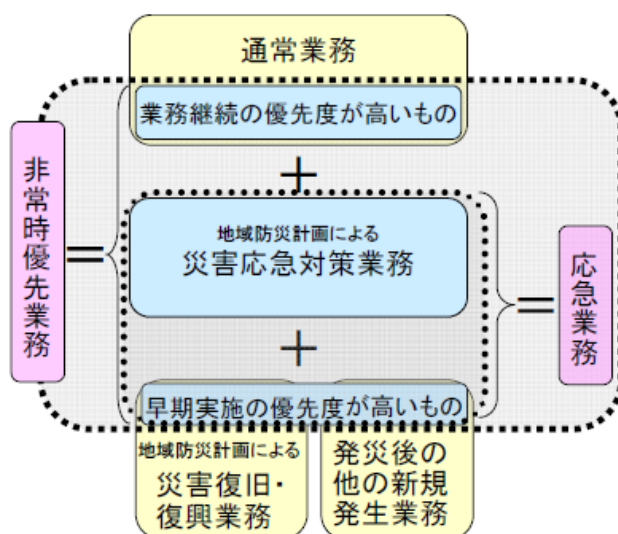
下水道 復旧まで、30日程度かかるものとする。

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方

本計画で定める非常時優先業務とは、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

図6 非常時優先業務のイメージ



出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説第1版【解説】」
内閣府（防災担当）、平成22年4月

2 非常時優先業務の選定及び優先基準

(1) 業務の評価基準

<非常時優先業務>

評価	評価基準
【A】	○ 発災後直ちに業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
【B】	○ 遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
【C】	○ 遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

<その他通常業務>

評価	評価基準
【D】	○ 発災後1週間以上は着手しなくても、中断が住民の生命・生活及び財産、都市機能維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務

(2) 非常時優先業務の復旧目標の設定

非常時優先業務の着手時期とそれぞれの目標復旧時間(発災から復旧までの時間)の関係は、概ね下表のとおり

段 階		初 動 対 応		即 時 対 応		復 旧 対 応		
目標復旧時間		直ちに	3時間以内	3時間~24時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	それ以降
		【a】	【b】	【c】	【d】	【e】	【f】	【g】
着 手 時 期	直ちに【A】							
	1日から3日以内【B】							
	4日から1週間以内【C】							

3 非常時優先業務の選定結果

(1) 集計の考え方

非常時優先業務「応急・復旧業務」及び「通常業務」のうち、市民への影響が大きいと評価された各部署の業務で、一週間以内に実施すべき業務(優先度評価 A~C)を集計した。

目標着手時期が一週間以上(優先度評価 D)の業務は各部署で把握するものとし、本計画には記載しない。また、各部署の庶務的業務は省略する。

(2) 集計結果

「応急・復旧業務」の一週間以内に実施すべき業務(優先度評価 A~C)の合計は、231業務で、内訳は「優先順位 A」158業務、「優先順位 B」53業務、「優先順位 C」20業務である。(別表 1 参照)

「通常業務」の一週間以内に実施すべき業務(優先度評価 A~C)の合計は、102業務で、内訳は「優先順位 A」16業務、「優先順位 B」33業務、「優先順位 C」53業務である。(別表 2 参照)

4 非常時優先業務のマニュアル整備・更新

非常時優先業務のうち、応急・復旧業務については、それらの業務を迅速かつ的確に実施できるよう、作業手順や内容などをまとめたマニュアルを作成する。マニュアルは、第6章1「計画の見直し・更新」の時期を効果的に利用して、随時確認し更新を行う。

(1) 点検、確認

① 人的資源（年度当初）

年度ごとに、課構成職員の参集時間の確認、意思決定順位の確認、非常時優先業務の担当の割り振り、対応力の確認を行う。

② 資機材（随時）

非常時優先業務を遂行するために必要な資機材の備蓄状況や品質状況のチェック、使用しているシステムの紙出力台帳の管理を行う。

③ 執務環境（年度末、年度当初）

通信機器など、大規模災害時の重要インフラの点検を実施する。また、執務環境内の棚などの固定状況などについて点検する。

(2) ボトルネックの解消と精査

非常時優先業務を実施するに当たって十分ではない資源や課題の解決に向け、ボトルネックの解消状況及び新しく明らかになったボトルネックの精査を行う。

第4章 非常時優先業務の実施体制

1 職員の勤務体制の考え方

(1) 職員の健康管理

業務継続計画の発動直後の期間は、長時間の勤務も想定されるため睡眠、休憩、食事といった時間が不規則になるなど、健康面について負担が通常以上にかかることから、災害対策本部の指示に沿って、勤務の交代も適宜行うように心掛ける。

また、過去の大規模災害の例を踏まえ、職員のメンタルヘルスケアを含む健康管理についても、本人や周囲の者が相互に心身の健康のチェックを行うこととする。また、家族との連絡についても配慮する。

(2) 職員の弾力的な配備の考え方

各部ごとに非常時優先業務を定めているが、非常時優先業務の規模や必要人員等は被災規模や状況によって変化する。職員の応援や人員配備については、非常時優先業務を見極めた上で、適切に行わなければならない。

また、災害に対応する業務は長期間にわたるため、職員の交代により業務を実施する必要がある。

(3) 応援体制について

- ① 非常時優先業務に必要な人員が確保できない場合は、担当部内で応援職員の配置を行うものとする。
- ② 非常時優先業務に必要な人員の確保・配置は、必要に応じて担当部を越えて全庁横断的に調整する。
- ③ 非常時優先業務のうち、資格・業務経験が必要な業務については、当該担当課の参集状況によって、過去に在籍した職員の応援も考慮する。
- ④ 非常時優先業務のうち、受援計画に定める受援対象業務については、当該担当課において、人的支援の要請の必要性について判断する。

2 首長等不在の場合の意思決定権限

職員の参集率の低い発災直後の初動期において、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されていることが重要である。そのため、次の考え方にに基づき、適切に意思決定を行うことができる体制を確保する。

(1) 首長不在の場合の職務代行順位

重要な意思決定等に支障を生じないように、下記のとおり首長の職務代行順位を定める。なお、第3順位以降については、宇部市長の職務代理者及び職務執行者に関する規則第2条の定めによる者とする。

第1順位	第2順位
副市長	総務部長

(2) 所属長等不在の場合における権限の委任

- ① 各担当課等は、所属長等の委任権限の順序を事前に定め、意思決定権者と連絡の取れない場合には、あらかじめ定めた順序で自動的に権限が委任されるものとする。
- ② 所属長等が勤務地に参集できない状況下では、連絡が取れ次第指示を仰ぐことが可能な場合であっても、権限を委任する。なお、委任された職員は通信手段を確保し、連絡を密にするよう努める。

3 職員の参集

(1) 防災体制

＜地域防災計画における防災体制（地震災害）＞

配備体制	配備基準	内 容	配備課
第1警戒体制	市内に震度3の地震が発生したとき	防災危機管理課による情報収集活動、または防災危機管理課の指示により、防災関係課職員の自宅待機等	防災危機管理課
第2警戒体制	市内に震度4の地震が発生したとき	防災関係課による災害予防対策を実施する体制、または災害応急対策を実施する体制	防災危機管理課 広報広聴課 市民活動課 地域福祉課 農林整備課 水産振興課 都市計画課 住宅政策課 公園緑地課 土木河川課 道路整備課 北部地域振興課
第3非常体制	市内に震度5の地震が発生したとき	防災関係課を中心とした災害予防・応急対策を実施する体制	係長以上の全職員 第2警戒体制の配備課の全職員
災害対策本部体制	市内に震度6以上の地震が発生したとき	全庁体制による災害応急・復旧対策を実施する体制	全職員

(2) 発災時の対応

被害想定に合わせ、本計画では「冬の休日昼間12時」に発生した場合を想定し、「防災体制」に基づき、全職員が参集する災害対策本部体制となる。

なお、職員またはその家族が死傷する場合や休日であるため遠方へ旅行中の場合などが考えられ、参集できない者、参集が遅れる者が多数生じることが想定される。

(3) 参集可能人数の算定

災害時における交通機関の運行状況を路線ごとに詳細に想定することは困難なため、交通機関が全面ストップしていることを想定する。

より現実的な職員参集数の推計を行うためには、歩行距離だけでなく、参集困難者も考慮する必要がある。参集困難者とは、本人または家族の死傷、自宅の被害、自宅近隣または参集途中における救出・救助活動への従事等のため、参集場所に向かうことができない者とする。

また、休日であるため遠方へ旅行中であるなど、自宅以外の場所で被災する場合も考えられるため、下記のとおり参集困難者の人数を算定し、非常時優先業務遂行上に必要な人員の検討資料とした。

発災後日数	参集困難者の割合
発災当日	70%
発災3日目まで	40%
発災4日～7日目まで	20%
発災8日以降	5%

(4) 課題

非常時優先業務の順位付けにおいて優先度の高かった業務について、必要な職員数及び各業務に精通した人材の不足が予想される。

(5) 対策

- ① 個々の職員への参集基準の周知、参集方法・経路の確認を行い、速やかに参集するための体制を整える。
- ② 非常時優先業務について、担当職員以外の者でも対応できるようマニュアルを整備する。
- ③ 災害時における嘱託職員、臨時職員の勤務体制の整備を行うとともに、従事内容についても予め定めておく。
- ④ 各部内の応援体制を整える。
- ⑤ 土木、建築等の技術系の専門職、また、保健師、看護師等の医療系の専門職等が不足する業務における部内、部間における応援体制を整える。
- ⑥ 非常時優先業務のうち、受援計画に定める受援対象業務については、人的支援の要請先として想定される関係団体との災害時の応援体制を整えておく。

4 参集職員の把握及び安否確認

地震発生時の初動態勢が確立できたとしても、非常時優先業務を迅速かつ的確に行うためには、その業務に実際に従事できる人員の確保が必要である。このため、いち早く参集可能な人員の把握と職員の安否確認をすることが重要である。

(1) 現状

各職員は、参集できない場合は、所属長へ報告することとしている。また、防災関係課については、「職員参集メール」で確認できる。

＊地域防災計画 交通機関等の途絶のため所定の職場に参集できない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに最寄りの市民・ふれあいセンター等に参集する。

(2) 課題

参集困難者との連絡は、電話、メールなどが考えられるが、電話は輻輳が予想されるうえ、メールについても着信まで時間がかかることが想定される。

(3) 対策

各課において、担当者が被災した場合や電話の輻輳、メール着信の遅れなども考慮に入れ、例えばメール着信の遅れに対しては、メールサーバへの受信確認を頻繁に行うよう周知するなどしてあらかじめ連絡体制の整備を行う。

5 職員の家族の安否確認

勤務時間内に発災した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することになるが、安心して職務に専念するには家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となる。そのため、普段から家族でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認しておくことが必要となる。

また、職種や部署によっては、例えば家族との連絡が取れない状態であっても、非常時優先業務に従事しなければならない職員が発生することも予想される。そのような場合には、他の職員が代わって安否確認を行う体制整備の検討を行う必要もある。

第5章 非常時優先業務実施のための業務執行環境の整備

1 本庁舎の代替拠点の確保

本庁舎が被害を受けて使用できなくなることに備え、代替拠点を確保することとし、想定施設としては、災害対策本部機能は、ときわ湖水ホールとする。その他の非常時優先業務については、各出先機関、公共施設等の安全やライフライン等の機能を確保した上で代替拠点を構える分散型とする。

2 各種情報システムの維持、復旧

情報システム及び庁内ネットワーク（以下、「情報システム等」という。）は、市役所の業務継続に不可欠な重要インフラである。主要システムや業務情報を保存するサーバ類は、非常時優先業務の継続的な実施や業務情報の保全のため、対災害性に優れ、24時間365日電源供給停止の危険性が極めて低いデータセンターに設置の上、専用通信線にて本庁舎サーバ室と接続している。

また、バックアップ系のシステムや一部業務システムのサーバは本庁舎サーバ室に、各種通信機器類は本庁舎サーバ室及び各階EPS（以下、「サーバ室等」という。）に設置している。

データセンター及びサーバ室等の機器類については、停電時においても無停電電源装置及び非常用発電機からの電力供給により、電源を切断することなく継続利用可能となっている。

非常時優先業務の継続的な実施及び業務情報の保全のため、各種サーバ及び通信機器等の非常時運用について、別途情報システム等の業務継続に係る運用手順を定める。

3 通信手段の確保と情報収集及び共有化

（1）通信手段の確保

業務用デジタルMCA無線通信システム、衛星携帯電話によって防災関係機関等及び各市民・ふれあいセンター等市内の防災拠点間との通信手段を確保している。

しかしながら、各種通信手段は、回線数・所有数が限られているほか、通信設備そのものの損壊等により使用できなくなる可能性があるため、発災後速やかに設備の使用可否を確認し、災害対策本部に報告する。使用可能な回線の本数が不足した場合、充足するまでの間は災害対策本部の指示の下、共同利用するなど柔軟に対応する。

（2）山口県総合防災情報ネットワークシステム

県出先機関・防災関係機関・市町を、大容量の光ネットワークであるYSN（やまぐち情報スーパーネットワーク）と衛星系・地上系の防災無線回線で結んでいる。この三重化された防災情報ネットワークを通じて、防災対応体制の確立と情報発信を実施する。

（３）情報収集

市内の被害状況や震度、雨量、河川水位などの情報収集は、国、県、市などの情報を最大限利用し情報収集する。また、山口県総合防災情報ネットワークシステムを始めとする防災関連システムも活用していく。

（４）情報の共有

発災直後からの被害情報や避難情報等については原則、山口県総合防災情報システムを用いて、防災関係機関との災害情報の共有化を図る。また、庁内の情報共有について、充実及び迅速化を図る。

（５）情報の発信

市内の被害状況に関する情報や避難に関する情報の発信は、市民の安全の確保や避難行動への誘導などの面で極めて重要である。そのため、情報発信には、宇部市防災メール、緊急速報メール・エリアメール、災害情報共有システム（L・ALERT）、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Yahoo!防災速報、コミュニティ FM、広報車など、あらゆる手段を用いて多角的に情報発信を行う。また、市のホームページ上で情報更新が随時できるよう万全を期す。

4 職員の非常用食料、飲料水等の確保

応急復旧の期間に、職員が業務に専念するための食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に努める。備蓄する非常用食料は3日間分を目安とし、被害状況によっては長期化も想定されるので、勤務時間外に参集する場合は、各職員が可能な限り、飲食物等を持参するよう啓発する。また、平常時から個人レベルで非常用食料、飲料水などを備蓄するなど個人備蓄も推奨する。

特に、持病薬など必要なものは職員自ら確保しておくようにする。

5 資機材等の確保

発災時に非常時優先業務を継続する上で、不可欠な資機材や用品等の確保に努める。さらに、災害により破損したり、不足したりする場合に備え、発災時に調達する手段を普段から確保する。

業務継続に必要な不可欠な資機材や用品等と、その保有状況を定期的に把握し、適切な在庫管理に努める。

6 電力の確保

本庁舎は、非常用自家発電機を整備しており、大規模災害時において、商用電源の供給が断たれた場合でも備蓄燃料（30,000 リットル）により約 72 時間の電力供給が可能となっている。また、非常用発電設備の稼働時間は消費電力に左右されることから、業務継続計画発動中は業務に必要な機器、設備に限定して給電を行う。

7 協定等による物資等の調達

大規模災害時においては、市の備蓄だけでは十分対応できないため、関係機関・各種団体・企業等からの調達により補完する必要があるため、これらの調達を迅速に行うため、協定等の締結を推進している。協定締結の検討に際しては、協定の実行可能性や限界について締結先と十分協議することとともに、協定等の実効性の確保に努める。なお、既に協定を締結しているものについても、適宜締結先と実効性の確保について検討し、内容の見直しなどを行う。

第6章 今後の取り組み

業務継続計画策定や維持・更新、業務継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動は、業務継続マネジメント（Business Continuity Management、以下 BCM という。）と呼ばれる。

業務継続計画は、最初から完全に構築できるものではなく、その後の継続的改善により徐々に業務継続能力を向上させていくことが重要である。BCM は組織の業務継続能力を継続的に維持・改善するためのプロセスであり、組織全体のマネジメントとして継続的・体系的に取り組むこととする。

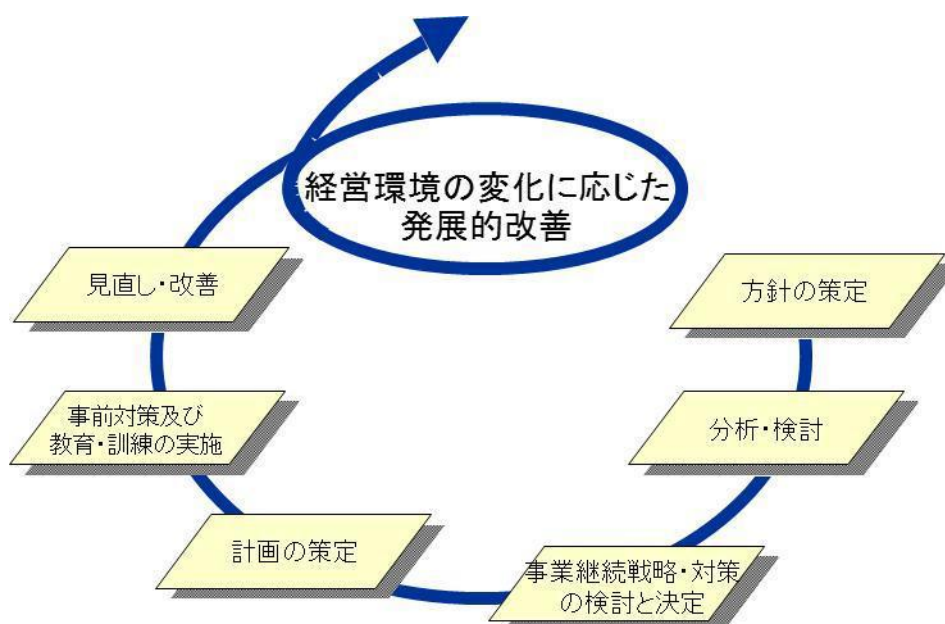
1 計画の見直し・更新

社会的な外部環境の変化や人事異動や機構改革に伴う組織の変化などにより、業務や必要な資源は、絶えず変化している。今後、PDCAの手法を用いて継続的に計画の見直し・更新を行い、変化に対応できるBCMに取り組むこととする。

なお、主に見直し・更新は、以下の場合をとらえて実施する。

- ① 被害想定の変更時
- ② 地域防災計画の更新内容が業務継続計画に影響を及ぼすとき
- ③ 事務事業の見直しなど大幅な組織改編が業務継続計画に影響を及ぼすとき
- ④ 小規模災害の対応の中でボトルネック（課題）が明らかとなったとき

図7 業務継続の取り組みの流れ



出典：事業継続ガイドライン第三版（平成 25 年 8 月改定）内閣府

2 研修及び訓練の実施

職員一人ひとりが、業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識することを目的として、本計画の前提となる限られた資源を有効利用し、優先的に着手する業務や休止する業務の判断と実施手順等を検証するため、必要に応じて研修や訓練を実施する。

3 職員への教育

職員の意識を高めるために、所属長は、職員に対して下記に関する教育を行う。また、職員は下記の事項について家族とも共有し、準備をしておかなければならない。

- 災害時には、公務員として災害時の業務に当たる責務があること
- 過去の災害時に起きた様々な問題について、職員自身が自らの問題として考え、対応できるようにすること
- 各家庭においては、非常持出品や最低3日間（一週間が望ましい）の食料、飲料水等を常備しておくこと
- 災害業務に従事するための3日間程度の宿泊に必要な飲食物等をまとめておくこと
- 家族との安否確認が行えるよう、連絡方法について決めておくこと
- 地震が発生した時に、自分自身や家族の身の安全を確保できるようにあらかじめ、自宅の家具の固定等の対策をしておくこと
- テレビやラジオ、インターネット等多様な手段により、正確な情報を収集できるようにしておくこと

4 指定管理者等への周知と連携

本市の設備・施設管理等を行っている指定管理者及び外郭団体並びに事業者等に対して、宇部市業務継続計画を周知し、大規模災害時の対応等について契約内容の見直しや、対応方法について事前に十分協議することとする。